



平成27年6月26日

各 位

会 社 名 日 本 精 線 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 近 藤 龍 夫
(コード番号 5659 東証第1部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 加 藤 泰 資
T E L (0 6) 6 2 2 2 - 5 4 3 1

社外取締役及び社外監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第31条及び定款第40条の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外取締役及び社外監査役の氏名

社外取締役 花井 健
社外監査役 野中 章男
社外監査役 花輪 博

2. 責任限定契約の締結日

平成27年6月26日

3. 責任限定契約締結の根拠

当社定款（抜粋）

第31条（取締役の責任免除）当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第40条（監査役の責任免除）当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

4. 責任限定契約締結の理由

当社は、平成27年5月11日付け「定款一部変更に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、今後も引き続き社外取締役及び社外監査役として適切な人材を確保できるようにするため、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とする定款変更を、本日開催の当社第85期定時株主総会に付議し、当該議案は原案どおり承認可決されましたので、本日付けにて上記の社外取締役及び社外監査役と当社定款第31条及び第40条の規定に基づく責任限定契約を締結いたしました。

以 上